

森林病虫害等防除事業地方公共団体委託要領

農林水産大臣が、森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号。以下「法」という。)第3条第1項から第3項までの規定に基づく命令(以下「命令」という。)に係る事務並びに法第4条の規定に基づく駆除措置(以下「駆除措置」という。)に係る事務(特別防除の実施に当たり必要な被害防止対策に係る事務を含む。以下同じ。)及び適切な防除の実施に必要な調査に係る事務を都道府県知事に委託する場合におけるその事務の遂行については、法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第1 委託する事務の内容

この事業において、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、次に掲げる事務を委託するものとする。

- (1) 命令予定区域内の被害の調査に係る事務
- (2) 協力要請予定市町村及び森林組合等の選定に係る事務
- (3) 命令及び駆除措置に係る事務並びに法第8条第1項の規定に基づく損失補償金請求に係る事務
- (4) 特別防除の実施に伴う自然環境等影響調査及びナラ枯れ被害対策における効果調査に係る事務

第2 被害の調査

第1による事務の委託を受けた都道府県知事(以下「知事」という。)は、要防除区域内の森林病虫害等の種類、被害の状況、被害森林等の所在地、所有者又は管理者、面積その他必要な事項を調査し、命令予定区域については、農林水産大臣に報告するものとする。

第3 協力要請予定市町村及び森林組合等の選定

- 1 知事は、命令予定区域をその区域に含む市町村及び森林組合等のうち知事が必要と認めるものを、農林水産大臣が法第4条の2の規定に基づき行う協力要請の対象となるべき市町村及び森林組合等として選定し、農林水産大臣に報告するものとする。
- 2 知事は、1の報告に係る市町村及び森林組合等に対する農林水産大臣の協力要請書を当該市町村長及び森林組合等の長に交付するものとする。
- 3 知事は、農林水産大臣が協力要請書を交付した市町村長及び森林組合等の長に協力事務費を支払うものとする。

第4 命令及び駆除措置に係る事務並びに法第8条第1項の規定に基づく損失補償金請求に係る事務

1 命令対象予定者名簿の作成

知事は、農林水産大臣が指示したときまでに、命令の対象となる森林等の所在地並びに所有者又は管理者の住所及び氏名を記載した命令対象予定者名簿を作成し、農林 水産大臣に提出するものとする。

2 命令に係る区域の縦覧

知事は、農林水産大臣が法第3条第5項の規定に基づき公表した区域に係る関係書類を、当該都道府県庁並びに関係市役所又は町村役場に備え付けて縦覧に供するものとする。

3 意見聴取会の開催

知事は、農林水産大臣が法第3条第7項の規定による意見聴取会を開催しようとするときは、会場の準備、整理等その開催に係る事務を行うものとする。

4 命令書の交付及び公告

知事は、1により提出した命令対象予定者名簿による農林水産大臣が定めた命令対象者名簿に基づき、法第3条第9項の規定に基づく命令書の交付及び同条第10項の規定に基づく公告を行うものとする。

5 事業の実施に関する指導監督等

(1) 知事は、防除の効果を挙げるため、又は防除実施者の安全を図るため必要があると認めるときは、森林害虫防除員に、事業実施者に対し、指示、指導又は助言をさせるものとする。

(2) 知事は、薬剤、破碎又は焼却による防除であって事業実施後における確認が困難なものについては、森林害虫防除員に事業実施中に実施数量、使用薬剤の種類及び数量等完了検査に必要な事項を確認させるものとする。

6 完了検査

知事は、法第8条第3項の規定に基づく損失補償金交付の申請があったときは、申請書に記載されている金額について、防除に必要な経費であること及び算定が適正であることを確認した上、次により完了検査を行うものとする。

(1) 数量検査

ア 損失補償金の額が、面積で算出されるべきものについては、面積の実測又は、既往の測定資料（施業図等を含む。）によることとする。ただし、駆除した被害木等が散在しており、その面積の把握が困難と認められるものについては、次の算式により算定することとする。

$$\text{林分面積} \times \frac{\text{駆除した被害木等の本数}}{\text{駆除前の林分立木本数}}$$

イ 損失補償金の額が材積で算出されるべきものについては、材積によるこ

とする。

材積は伐倒駆除、特別伐倒駆除及び補完伐倒駆除にあつては、幹、枝条及び根株の総材積とし、伐採木等にあつては実材積とする。この場合、総材積は素材の日本農林規格（昭和42年農林省告示第1841号）第10条により算出した丸太材積の1.5倍とする。ただし、伐倒駆除、特別伐倒駆除及び補完伐倒駆除であつて伐倒前に当該立木の材積調査を行った場合の総材積は、当該調査による立木幹材積の1.2倍とする。

ウ 数量の単位は、面積についてはヘクタール、材積については立方メートルとする。ただし、伐採跡地駆除の面積についてはアールとする。

単位以下の端数数量の取扱いについては、事業実施者ごとに、その計において単位以下3位を4捨5入して2位にとどめるものとする。ただし、伐採跡地駆除の面積については、単位以下2位を4捨5入して1位にとどめるものとする。

(2) 駆除の措置の完成歩合と再実施

完成歩合の査定は、命令のとおり駆除の措置が行われた場合を基準とし、駆除効果に重点を置いて行うものとする。ただし、検査の結果著しく駆除方法が劣っており、かつ、まん延防止の上で適当でないと認められるときは、命令を受けた者又はその代理人（以下「受命者」という。）に必要な措置を行わせ、再度完了検査をした上で完成歩合の査定をするものとする。

(3) 検査の証

伐倒駆除、特別伐倒駆除、補完伐倒駆除、枯損幼齢木駆除又は伐採跡地駆除の完了検査を実施したときは、根株に検査済みであることを表示するものとする。ただし、表示すべき根株が集団となっている場合には、その周囲にのみ表示すれば足りるものとする。

7 損失補償金交付予定額の決定

知事は、法第8条第1項の規定に基づく損失補償金交付の予定額を次により定めるものとする。

- (1) 駆除済み数量に完成歩合を乗じて、損失補償の対象となる駆除数量を算出し、これに毎年度知事が、農林水産大臣と協議の上定める標準単価を乗じて損失補償予定額を算定する。この場合、円以下の端数金額の取扱いは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところによる。
- (2) 損失補償金交付予定額は、届出者ごとにその申請額と、(1)により算定した額のうち、いずれか低いものを定めるものとする。

8 駆除措置

(1) 実施対象予定者名簿の作成

知事は、駆除の措置を命令の期間内に行う必要がある者が、命令の期間内に命ぜられた駆除の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないと認められるときには、当該森林等の所在地、駆除の措置、所有者又は管理者の住所及び氏名並びに実施の理由を記載した実施対象予定者名簿を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

(2) 駆除措置の実施

知事は、(1)により提出した実施対象予定者名簿による農林水産大臣が定めた実施対象者名簿に基づき、原則として命令期間内に法第4条第1項の規定に基づく駆除措置を行うものとする。

(3) 特別防除等における被害防止対策等の実施

駆除措置として特別防除等を行う知事は、法令、防除実施基準、都道府県防除実施基準及び関連通達に定めるところに従い、適正かつ円滑に特別防除等を行うとともに、特別防除等に当たり必要な被害防止対策等を実施する。

(4) 費用徴収予定者名簿の作成

知事は、法第4条第1項の規定に基づく駆除措置の実施に要した費用が、受命者が自ら行ったとした場合に支払うべき損失補償金の額を超える場合には、その費用の明細を記した費用徴収予定者名簿を作成し、命令の期間の経過した日から30日以内に農林水産大臣に提出するものとする。

9 損失補償金交付申請書の進達

知事は、森林病虫害等防除損失補償金交付申請書（3部）の提出があったときは、うち1部を都道府県の控えとし、残りの2部に次の調書を添付して命令の期間が経過した日から30日以内（ただし、当該命令の期間が経過した日から30日後の日が3月15日を経過することとなる場合は、3月15日まで）に農林水産大臣に進達するものとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 森林病虫害等防除損失補償金交付進達書 | 2部 |
| (2) 森林病虫害等防除損失補償金交付予定額表 | 3部 |
| (3) 森林病虫害等防除完了検査調書 | 3部 |

第5 特別防除の実施に係る自然環境影響調査及びナラ枯れ被害対策に係る効果調査

特別防除の実施に係る自然環境影響調査の実施に当たっては、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

ナラ枯れ被害対策の効果調査の実施に当たっては、ナラ枯れ被害防止技術の確立に資するよう、試験研究機関の指導の下に事業計画書に基づき実施するものと

する。

第6 薬剤による防除の安全かつ適正な実施

薬剤による防除を実施するに当たっては、防除実施基準、都道府県防除実施基準、関連通達に定めるところに従い、自然環境及び生活環境の保全に適正な考慮を払いつつ、安全かつ適正な実施の確保に万全を期すものとする。

第7 報告

知事は、この事業の実施について農林水産大臣が要求するところにより、報告するものとする。

第8 調書等の様式

知事が行うこの事務に係る調書等及び受命者からの損失補償金交付申請書の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1 命令予定区域 | 様式第1号 |
| 2 命令対象予定者名簿 | 様式第2号 |
| 3 標準単価の協議書 | 様式第3号 |
| 4 実施対象予定者名簿 | 様式第4号 |
| 5 森林病虫害等防除損失補償金交付進達書 | 様式第5号 |
| 6 森林病虫害等防除損失補償金交付予定額表 | 様式第6号 |
| 7 森林病虫害等防除完了検査調書 | 様式第7号 |
| 8 森林病虫害等防除損失補償金交付申請書 | 様式第8号(1)及び同 |
| (2) | |
| 9 協力要請対象予定市町村及び森林組合等報告書 | 様式第9号 |

第9 委託契約書

農林水産大臣が、この事業を知事に委託する場合における委託契約書の書式は、別紙のとおりとする。

第10 営巣木等保全整備

貴重な野生鳥獣の生息環境として必要な松林の保全を図るため、農林水産大臣が法に基づく事務を県知事に委託する場合にあっては、次により実施するものとする。

(1) 事業の内容は、次のとおりとする。

- ① 森林病虫害等防除法に基づき農林水産大臣から発出された森林病虫害等の駆除命令実施予定区域内の被害木の調査及び受命者の確認、命令書の送付等の事務
- ② 特別伐倒駆除、又はくん蒸型伐倒駆除を主体とする伐倒駆除
- ③ トキの営巣木やねぐら木を保全するため、当該地域に生育するマツの高木

を対象とした保全措置の実施

- ④ トキの生息環境の改善や松林の健全化のための不用木や不良木の除去
 - ⑤ 関係市町村等に対する指導等
- (2) 事業の実施区域は、佐渡島におけるトキの営巣区域及びその周辺にあつて、被害対策を緊急に行わなければ松くい虫被害が営巣区域に拡大するおそれのある区域とする。
- (3) 事業の委託先は、新潟県とする。
- (4) 事業の実施期間は、平成29年度から平成33年度までの5年とする。
- (5) 本事業の実施にあたっては、環境省が進めているトキ人工増殖事業等との連携を図りつつ実施するものとする。